

健全化判断比率等の状況について(確報値)

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、本県市町村等が令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率(確報値)を算定しましたので、別紙のとおり公表します。

用語解説

〔健全化判断比率とは〕

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字が標準財政規模※に占める割合
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字(又は資金不足額)が標準財政規模に占める割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等が標準財政規模を基本とした額に占める割合
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に占める割合

※標準財政規模: 地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう地方税などの経常的一般財源の額

〔公営企業の資金不足比率とは〕 公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に占める割合

※ 次の基準以上の場合には、財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画の策定が必要になります。

健全化判断比率等	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	標準財政規模に占む11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	標準財政規模に占む16.25～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
公営企業の資金不足比率	20%〔経営健全化基準〕	—

◇ 早期(経営)健全化基準: 自主的な改善努力による財政の健全化が必要な水準

・財政(経営)健全化計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度議会報告と公表 等

◇ 財政再生基準: 国等の関与による確実な再生が必要な水準

・財政再生計画の策定、外部監査の要求の義務付け、実施状況の毎年度議会報告と公表、起債の制限 等

〔問い合わせ先〕 市町村課 財政担当
電話: 内線 2491 直通 223-1427

健全化判断比率等の状況

別紙

- 県内全ての市町村等の比率は、早期健全化基準を下回っている。
- 公営企業の資金不足比率は、全ての市町村及び公営企業を有する一部事務組合の合計105会計において経営健全化基準を下回っている。
- これは、公表が義務づけられた平成19年度決算以降継続している。
- 今後とも、持続可能で安定的な財政運営を図るため、地方債・基金の有効・適切な活用等財源の確保に一層の創意工夫を重ねるなど、財政健全化への取り組みに対し、引き続き助言していく。

健全化判断比率

(単位: %)

番号	市 町 村 名	実質 赤字比率	連結実質 赤字比率	実 質 公債費 比 率	将来負担 比 率
1	甲 府 市	-	-	8.3	15.6
2	富 士 吉 田 市	-	-	9.5	-
3	都 留 市	-	-	11.4	-
4	山 梨 市	-	-	12.3	27.3
5	大 月 市	-	-	14.7	72.3
6	韭 崎 市	-	-	10.5	56.9
7	南 ア ル プ ス 市	-	-	4.6	-
8	北 杜 市	-	-	5.8	-
9	甲 斐 市	-	-	5.2	-
10	笛 吹 市	-	-	7.5	-
11	上 野 原 市	-	-	12.1	12.4
12	甲 州 市	-	-	14.3	47.5
13	中 央 市	-	-	7.1	-
14	市 川 三 郷 町	-	-	13.0	111.1
15	早 川 町	-	-	3.3	-
16	身 延 町	-	-	△ 0.6	-
17	南 部 町	-	-	1.0	-
18	富 士 川 町	-	-	10.4	61.7
19	昭 和 町	-	-	8.7	-
20	道 志 村	-	-	9.6	-
21	西 桂 町	-	-	7.5	-
22	忍 野 村	-	-	△ 3.3	-
23	山 中 湖 村	-	-	1.4	-
24	鳴 沢 村	-	-	△ 2.4	-
25	富 士 河 口 湖 町	-	-	10.8	32.0
26	小 菅 村	-	-	10.4	-
27	丹 波 山 村	-	-	9.3	-
	県 (加 重) 平 均	-	-	8.0	-

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字額がないため「-」表示としている。

※ 将来負担比率の「-」表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合である。

公営企業の資金不足比率

- 全団体に経営健全化基準(20%)未満
- すべての公営企業で資金不足の発生なし

〔参考〕実質公債費比率の状況

- 8団体(2市3町3村)で比率が低下した。
- 起債許可団体(実質公債費比率が18%以上)は昨年度に引き続きなかった。
- 県平均比率は昨年度から0.2ポイント増となった。

(単位: %)

番号	市 町 村 名	R5 実質公債費 比率 ①	R4 実質公債費 比率 ②	①－②
1	甲 府 市	8.3	8.0	0.3
2	富 士 吉 田 市	9.5	9.2	0.3
3	都 留 市	11.4	11.2	0.2
4	山 梨 市	12.3	11.8	0.5
5	大 月 市	14.7	14.3	0.4
6	韭 崎 市	10.5	9.6	0.9
7	南 ア ル プ ス 市	4.6	3.8	0.8
8	北 杜 市	5.8	5.7	0.1
9	甲 斐 市	5.2	5.3	△ 0.1
10	笛 吹 市	7.5	7.5	0.0
11	上 野 原 市	12.1	12.1	0.0
12	甲 州 市	14.3	15.2	△ 0.9
13	中 央 市	7.1	7.0	0.1
14	市 川 三 郷 町	13.0	12.0	1.0
15	早 川 町	3.3	2.8	0.5
16	身 延 町	△ 0.6	△ 1.8	1.2
17	南 部 町	1.0	1.2	△ 0.2
18	富 士 川 町	10.4	10.9	△ 0.5
19	昭 和 町	8.7	8.8	△ 0.1
20	道 志 村	9.6	9.8	△ 0.2
21	西 桂 町	7.5	6.9	0.6
22	忍 野 村	△ 3.3	△ 3.6	0.3
23	山 中 湖 村	1.4	1.8	△ 0.4
24	鳴 沢 村	△ 2.4	△ 2.2	△ 0.2
25	富 士 河 口 湖 町	10.8	10.7	0.1
26	小 菅 村	10.4	9.3	1.1
27	丹 波 山 村	9.3	7.8	1.5
県(加重)平均		8.0	7.8	0.2

* ①は令和3年度～令和5年度決算の3カ年平均です。

* ②は令和2年度～令和4年度決算の3カ年平均です。

〔参考〕将来負担比率の状況

- 18団体(7市5町6村)で充当可能財源等が将来負担額を上回った。
- 将来負担額が充当可能財源等を上回った団体においても比率は減少している。
- 県平均比率は昨年度と変わらず、充当可能財源等が将来負担額を上回った。

(単位: %)

番号	市 町 村 名	R5 将来負担比率 ①	R4 将来負担比率 ②	①－②
1	甲 府 市	15.6	24.2	△ 8.6
2	富 士 吉 田 市	－	－	－
3	都 留 市	－	－	－
4	山 梨 市	27.3	42.9	△ 15.6
5	大 月 市	72.3	85.2	△ 12.9
6	韭 崎 市	56.9	64.6	△ 7.7
7	南 ア ル プ ス 市	－	－	－
8	北 杜 市	－	－	－
9	甲 斐 市	－	－	－
10	笛 吹 市	－	－	－
11	上 野 原 市	12.4	25.4	△ 13.0
12	甲 州 市	47.5	61.9	△ 14.4
13	中 央 市	－	0.5	△ 0.5
14	市 川 三 郷 町	111.1	117.5	△ 6.4
15	早 川 町	－	－	－
16	身 延 町	－	－	－
17	南 部 町	－	－	－
18	富 士 川 町	61.7	68.2	△ 6.5
19	昭 和 町	－	－	－
20	道 志 村	－	－	－
21	西 桂 町	－	－	－
22	忍 野 村	－	－	－
23	山 中 湖 村	－	－	－
24	鳴 沢 村	－	－	－
25	富 士 河 口 湖 町	32.0	38.0	△ 6.0
26	小 菅 村	－	－	－
27	丹 波 山 村	－	－	－
	県 (加 重) 平 均	－	－	－

* ①は令和5年度決算に基づく比率です。

* ②は令和4年度決算に基づく比率です。

* 将来負担比率の「－」表示は、充当可能財源等が将来負担額を上回る場合です。